

アメリカの匿名言論の法理と情報開示の法理

岩倉 秀樹

1 はじめに

匿名言論 (anonymous speech) とは、「当該発言者を特定しない、あるいは当該発言者として別人 (synonymous persona) を特定するコミュニケーション」をいう¹。本稿は、アメリカにおける匿名言論の法理 (anonymous speech doctrine) とその限界としての選挙法分野の情報開示の法理 (disclosure doctrine) および情報開示の法理の適用除外について考察する²。

アメリカでは建国当時に匿名の政治的言論が重要な役割を果たした歴史もあり、連邦最高裁は、「匿名を維持する著者の決定は、…… (合衆国憲法) 修正 1 条によって保護される言論の自由の一面面である」(1995年のMcIntyre事件) と判示し³、「言論の自由の権利には匿名で発言する権利が含まれることを承認してきた」⁴ (匿名言論の法理)。しかしながらその一方で、連邦最高裁は、1976年のBuckley事件⁵以来、最近の2010年のCitizens United事件⁶およびReed事件⁷でも、選挙法の開示要件を一貫して支持し、「政治プロセスに従事する市民は、彼らの身元を秘匿する絶対的な権利を有しない」と判示してきた⁸ (情報開示の法理)。もっとも連邦最高裁は、「政府職員または私人からの脅迫、ハラスメントまたは報復」に直面する場合には選挙法の開示要件の適用除外が認められる (ハラスメントに基づく適用除外) と判示してきたが⁹、実際の適用除外の認容には極めて慎重な姿勢を示している (当該適用除外を認めたのは1982年のSocialist Workers事件¹⁰の 1 件にとどまる)。

ところで、アメリカでは、インターネット時代の到来により、政府機関および民間団体のウェブサイト に接続するだけで選挙運動費の寄付者および直接立法の請願署名者のデータが容易に入手できるようになり、最近、意見が二極化する同性婚の直接立法の事案で開示強制に伴う寄付者へのハラスメントの事例が初めて顕在化した。2008年のカリフォルニア州の同性婚を禁止する投票提案 8 号で、当該提案を支援する寄付者の居所・寄付金額等を地図 (グーグルマップ) 上に表示するウェブサイトを当該提案の反対者が作成し、それにより寄付者が脅迫、営業ボイコット、財産の破壊行為等の標的になったといわれる (ProtectMarriage.com事件¹¹参照)。しかしながら、2009年のワシントン州の同性パートナーの権利拡大の新法を拒否する投票提案 71 号に係るReed事件で、2つの団体が請願署名者の同様のウェブサイトを作成すると発表し、それが「ハラスメントや脅迫の青写真」になると心配した原告が¹²、州情報公開法に基づく請願署名簿の開示の差止めを求めたところ、連邦最高裁は、州民投票に適用される同法を文面上合憲とし、さらに 5 人の裁判官は、当該投票提案に対する同法の適用除外についても否定的な見解を示した。

このようなハラスメントの危険は「言論を萎縮させ、発言者の修正 1 条上の権利を制限する」として¹³、選挙法の開示要件について疑問視する論調が今までになく強まっている¹⁴。しかしながら、私は、匿名言論を保護しながらも選挙法分野では匿名言論の制限を認めるという本稿で明らかにする連邦最

高裁判例の立場にも与すべき意義があると考えている。

2 匿名言論の歴史と匿名言論の保護（匿名言論の法理）

2.1 匿名言論の歴史

「匿名の出版物は、植民地時代以来、アメリカの歴史を大いに形作ってきた」¹⁵。例えば、アメリカの独立革命に火を付けたトマス・ペインの「コモンセンス (Common Sense)」は当初「イギリス人 (Englishman)」の仮名で出版されたし、独立後、合衆国憲法の批准を促すためにアレクサンダー・ハミルトン、ジョン・ジェイ、ジェームズ・マディソンによって書かれた「フェデラリスト・ペーパーズ (The Federalist Papers)」は、「パブリウス (Publius)」という同一の仮名で新聞紙上に発表された¹⁶。

連邦最高裁は、匿名言論について、「わが国の歴史においてトマス・ペインその他のパンフレットが豊かに証明するように、歴史上自由を擁護する際の武器であった」と認め¹⁷、また、トーマス連邦最高裁裁判官は、「憲法起草者は、明白に匿名の政治的著作に従事した。パブリウスの筆名で出版されたフェデラリスト・ペーパーズの論文は、憲法の批准の間に発表された大量の匿名の著作のうちで最も有名なものである。……この歴史は、建国時代のアメリカの国民が、匿名の著者に身元の暴露を強制する試みに対して、開示の強制が『出版の自由』に反するという理由で反対したことを示す証拠である」と指摘する¹⁸。

もっとも、独立宣言および合衆国憲法には匿名や仮名ではなく本名で署名がなされたし、憲法の批准を審議する各州の憲法会議の代表者の氏名は公表されていた。また、ニューイングランド植民地の住民総会 (town meeting) では、挙手による公開投票が行われていた¹⁹。それゆえ、「匿名言論の長く誇り高い歴史」は、主として憲法の批准論争をめぐる出版物のような「純粋な言論」に関わるものであり、むしろ独立宣言および合衆国憲法の署名のような「人民主権の原理」に関わる「立法および立法プロセスには、透明性や公開が求められる傾向にあった」と見ることもできよう²⁰。

2.2 結社の自由と匿名言論の保護

さて、連邦最高裁の匿名言論の法理の起源は、1958年のNAACP v. Alabama ex rel. Patterson事件およびその2年後の1960年のBates v. City of Little Rock事件に遡る²¹。両事件は、いずれも「公民権運動の高まりにより」「激動する南部」において²²、「全米黒人地位向上協会 (NAACP) から会員リストを入手する政府の試み」に関わる事案であった²³。

まずPatterson事件で、アラバマ州裁判所は、ニューヨークに本部を置くNAACP（上告人）に対し、州内の会員全員の氏名および住所のリストを州司法長官に提出するよう命じたが、NAACPが会員リストの提出を拒否したため民事法廷侮辱として10万ドルの罰金を課した。会員リストの提出命令は、州立大学への黒人学生の入学および州内のモンゴメリー (Montgomery) での人種別の座席に反対する路線バスのボイコットを支援する等のNAACPの活動が、外国法人に州内で営業活動を行う前に当該法人の定款、営業所の所在地および支配人の届け出を義務づける州外国法人登録法 (foreign corporation registration statute) に違反したという州司法長官の申立てに基づくものであった。連邦最

高裁は全員一致で、「唱道に従事する団体への所属の開示強制は、結社の自由に対する効果的な抑制に該当する」と判示した²⁴。

連邦最高裁はまず、「結合する自由 (freedom to associate) と人の結合に係るプライバシー (privacy in one's association) との重大な関連性」を認め、「とくに当該団体が反体制派の信念を信奉する場合、団体の結合に係るプライバシーの不可侵は、多くの状況において結社の自由の保護にとって不可欠である」と強調した。その上で連邦最高裁は、本件において、「過去に一般会員の身元の暴露により、当該会員が経済的報復、雇用の喪失、脅迫およびその他の国民の敵意の表れにさらされたという反論のない立証を上告人が行っている」ことに言及し、このような事情の下で、「上告人の州内の会員の開示強制が、会員の当該団体からの脱退を誘発しまた当該団体への新会員の加入を思い止まらせることにより、信念を広める集団的努力を追求する上告人およびその会員の能力を害することは明白である」と認定した。また、連邦最高裁は、本件開示強制による上告人の活動に対する弾圧が「州の行為ではなく、私人であるコミュニティの圧力による」ものであることは重要ではなく、むしろ「重要な要素」は、「政府と私人の行為の相互作用」(当該私人の行為は、会員リストの提出命令による州の権限行使後のみ発生すること)であると指摘した。そして最後に連邦最高裁は、「結社の自由を制限する効果を有する州の行為が厳格審査基準 (closest scrutiny) に服する」ことを確認した上で、このような本件提出命令の結社の自由への抑止効果に照らしてそれは「やむにやまれない」政府利益によってのみ正当化されるが、「上告人の一般会員の氏名の開示は」、州外国法人登録法を遵守させるという州の利益と「実質的な関連性を有しない」(上告人は1918年から州内で活動を行っていると認めているし、定款や役職者の氏名等の業務記録をすでに提出しており、上告人が州法の対象かどうかを確認するために一般会員の氏名の開示まで不要である)と結論した²⁵。

また、Bates事件でも連邦最高裁は、アーカンソー州のリトルロック (Little Rock) 市と北リトルロック (North Little Rock) 市の同一の職業免許税条例 (occupation license tax ordinance) に違反して、「会員の氏名のリスト」の市職員への提出を拒否したNAACPの各市の地方支部職員(上告人)の有罪判決を破棄した。なお、提出を義務づけられた会員リストは、条例により公表されることになっていた。連邦最高裁は、Patterson事件に依拠しつつ、(i) 本件で、NAACPの会員が「ハラスメントや身体的危害の脅迫」を受けてきており、「会員リスト公表後のコミュニティの敵意および経済的報復の危惧が、新会員の加入を思いとどまらせ、また会員の脱退を誘発してきた」という証拠が存在すること、(ii) 「この抑圧的效果は、その一部が私人の態度・圧力の結果であるとしても、会員の氏名の開示強制という政府の権限行使後のみ発生する」ことを指摘し、こうして、政府による結社の自由の実質的な侵害は「憶測でも希でもない」と認定した。その上で連邦最高裁は、「(所得ではなく、遂行される職業や事業に基づく)市の職業免許税の課税権とNAACPの地方支部の会員リストの開示強制およびその公表」との間に「合理的関連性」が見い出せないと結論した²⁶。

このように、Patterson事件およびBates事件で連邦最高裁はまず、「NAACPのような強い反感を生む団体の結社の自由を保護するに際して匿名の重要性」を明言し²⁷、「ハラスメントや報復の蓋然性が存在する場合に、修正1条から派生する匿名性の権利を明示的に承認した」²⁸。なお、両事件での萎縮効果は「政府行為と私人行為の混合物 (a mix of governmental and private action)」から発生したが、

その発端は「結社の権利の抑圧を意図した政府職員が、存在する開示法令を差別的に適用した」ことにあり、連邦最高裁は、「政府の敵意が当該萎縮効果の推進力 (driving force) であったと認定した」²⁹。

2.3 匿名言論の法理の確立

連邦最高裁が匿名言論の権利を明示的に承認したわけではないが、「開示要件が言論の自由を脅かすとの認識を示した」初期の事件がある³⁰。例えば、連邦最高裁は、(i) 1938年のLovell v. City of Griffin事件で、市支配人の許可を受けずに文書の種類および配布の時間・場所・方法を問わず一切の文書の配布を禁止するジョージア州グリフィン (Griffin) 市条例を、(ii) 1945年のThomas v. Collins事件で、労働組合職員に対し組合員の勧誘に先立ち州務長官への登録を義務づけるテキサス州法をそれぞれ違憲と判示した³¹。

さて、連邦最高裁は、1960年のTalley v. California事件および1995年のMcIntyre v. Ohio Elections Commission事件の2件の事件で、匿名言論の法理を確立した³²。

まず、Bates事件からわずか数週間後のTalley事件で連邦最高裁は、「匿名言論の問題に直接的に直面した」³³。本件で連邦最高裁は、ピラの執筆者、制作者および支援者の氏名および住所を表示しない一切のピラの配布を禁止するロサンゼルス市条例を違憲と判示した。上告人は、「黒人、メキシコ人および東洋人に平等な雇用の機会を提供しない製造業者」の製品を販売する商店のボイコットを呼びかけるピラを配布した。このピラには、団体名（「全米消費者動員 (National Consumers Mobilization)」）および郵便局の私書箱の番号が記載されていたが、州裁判所は、これらの情報では条例の要件を満たさないと上告人に罰金刑を科した。

連邦最高裁はまず、本件条例を、「詐欺、虚偽広告および名誉毀損」の従事者を特定する目的に限定せず、条例の要求する氏名および住所を記載しない限り、「あらゆる状況・場所での一切のピラの配布を禁止する広汎な条例」であると批判した。さらに連邦最高裁は、「(条例の) 身元の要件が、情報を配布する自由それゆえ表現の自由を制限する結果となることは明白である」と断言し、そして、「歴史を通して各時代の迫害された団体および党派は、匿名または無名により過酷な行為および法律を批判することができた」という匿名言論の歴史をたどり、「匿名のピラおよび書籍は、人類の進歩において重要な役割を果たしてきた」と指摘した。最後に連邦最高裁は、Patterson事件およびBates事件で「州が思想の伝播に従事する団体の会員に身元の公表を強制できない場合がある」と判示したが、「両事件の判決理由は、身元の開示と報復の脅威が、重要な公的事項に関する平穏な議論を阻止するということであった。本件の広汎な条例には、同じ欠陥がある」と結論した³⁴。

Talley事件では、Patterson事件およびBates事件と異なり、条例の適用は公民権運動の活動家を標的とするものではなく、また、実際に消費者団体の会員がハラスメントや報復を受けていたという証拠も存在しなかった³⁵。にもかかわらず、本件で連邦最高裁は、Patterson事件およびBates事件の判決理由を「拡大適用し」、身元の開示による「不人気の見解の表明」に対する萎縮効果の論拠を「一般論として」展開することにより、匿名言論の権利を初めて承認した³⁶。

Talley事件から35年後のMcIntyre事件で連邦最高裁は、匿名言論の権利を再確認し、「匿名言論を評価する現在の司法審査の枠組みを提示した」³⁷。本件で連邦最高裁は、何人に対しても「候補者の指

名、当選もしくは落選を宣伝し、または住民投票提案の採択もしくは不採択を宣伝する」ために作成されたビラを配布する場合、ビラ上に当該ビラの責任者等の「氏名および住所」の記載を義務づけるオハイオ州法を違憲と判示した。上告人は、「提案第19号の学校税徴収に反対の投票をしよう」と呼びかけるビラを自宅のパソコンで作成し、中等学校の駐車場でその投票が予定されている会合の出席者に配布した。当該ビラには「懸念を持つ親および納税者 (Concerned Parents and Taxpayers)」の署名だけで、上告人の氏名および住所の記載がなく、それは条例に違反するものであった。上告人は、当該提案を支援する学校区職員からの通報により、州選挙委員会から100ドルの罰金が科されたため、州法の合憲性を争った。

連邦最高裁はまず、(i) 例えばマーク・トゥェイン (Mark Twain) (本名Samuel Langhorne Clemens)、オー・ヘンリー (O. Henry) (本名William Sydney Porter) のように、偉大な文学作品がしばしば偽名で書かれていることを挙げて、「匿名を選択する動機が何であれ、少なくとも文学作品の領域において、匿名の作品を思想の市場に参入させる利益は、参入の条件として開示を要求するいかなる公益よりも明白に重い。したがって、匿名を維持する著者の決定は、出版物の内容の削除または追加に関する決定と同様に、修正1条により保護される言論の自由の一局面である」と指摘した後、(ii) フェデラリスト・ペーパーズ等を例に挙げて、「匿名で出版する自由は、文学の領域を超えて」、「政治的主張の唱道」にも及ぶと断言した³⁸。

つぎに連邦最高裁は、本件州法の開示要件は「選挙（および住民投票）に影響を与える」文書にのみ適用される点で、Talley事件の広汎な条例とは確かに区別されると認めた。しかしながら連邦最高裁は、本件州法に関して、(i) 選挙プロセスの手順を定めるものではなく、むしろ「純粹言論の規制」であること、(ii) ①ビラの責任者の氏名および住所の記載の追加を義務づける点、②選挙に影響を与える言論を含む出版物にのみ当該記載を義務づけ、規制対象となる文書がその内容によって定義されている点の2点から、「言論の内容に対する直接的規制である」こと、(iii) 修正1条の保護の「中核である政治的言論」の規制であることを踏まえた上で、このような言論規制には厳格審査基準 (exacting scrutiny) が適用され、「当該規制は、やむにやまれない州利益に仕えるよう狭く仕上げられている場合に限り支持される」と指摘した³⁹。

そして連邦最高裁は、厳格審査基準の下で、本件開示要件を正当化するために州が主張する2つの利益について審査し、以下のように結論した。まず、第1の「有権者に情報を提供する利益」に関して、(i) 「発言者の身元は、著者が自由に追加または削除できる当該文書の内容のその他の構成要素と変わらない」こと、(ii) 「(本件のように) 受領者に知られていない市民によって書かれたビラの場合、その著者の氏名および住所の開示によって、そのメッセージを評価する読者の能力が高まることはほとんどない」ことから、当該利益は、開示要件の正当化に明らかに不十分である。また、第2の「詐欺的および名誉毀損的な文書を防止する利益」に関して、当該利益は、州法の「極端に広汎な」匿名言論の禁止を正当化できない（当該禁止は、①虚偽または誤導的でない文書にも、②候補者および候補者の組織的支援者のみならず、少ない自己資金のみを使用し単独で活動する個人にも、③公職選挙のみならず名誉毀損や汚職のリスクのない住民投票にも、④反論の機会が限定的な選挙直前のみならず何ヶ月も前の配布者にも、⑤著書の匿名の利益が強力な場合にもそれぞれ適用される。また、

州は、虚偽の氏名および住所を使用した不正行為者の訴追ではなく匿名文書の全面禁止を選択する理由を説明していない。結局、当該利益はより限定的な身元開示要件を正当化するかもしれないが、そのように限定されていない⁴¹。

さらに連邦最高裁は、後述するBuckley事件（本稿の3.1参照）とは以下の2点で区別されると指摘した。まず第1に、本件州法による「言論に対する侵害」は、Buckley事件の選挙運動資金の開示要件よりもはるかに大きい。「選挙運動資金およびその使用の開示は大した情報を暴露しない」（「資金が『発言する』としても、その言論は、ピラほど具体的・個人的・挑発的でなく、結果として、資金が不人気の見解を支援した場合も報復を引き起こす蓋然性はない）。しかし、本件ピラのように、「自分1人で作成した」政治ピラ上への「著者の意思に反した身元の開示」は、「対立する問題に関する著者の思想内容を暴露する」点で「とくに侵害的である」。第2に、本件州法と異なり、選挙運動資金の開示要件は「住民投票には適用がなく、公職選挙にのみ適用され」、そして「公職選挙の場合、選挙運動資金の支出から生じる汚職を回避するというやむにやまれない政府利益」が認められる⁴¹。

最後に連邦最高裁は、「匿名性は、多数派の専制からの盾である。こうして、それは、権利章典、とりわけ修正1条の背後にある目的、すなわち報復から不人気の個人を、そして抑圧から彼らの思想を保護することを実証する。……政治的言論はその性質上、時々好ましくない結果をもたらすであろうが、一般に、わが国の社会は、言論の自由の価値の方をその濫用の危険よりも大いに重視する」と説示した⁴²。

このように、McIntyre事件で連邦最高裁は、「匿名性の規範的価値を認め、修正1条の下での匿名を選択する発言者の権利を強固なものにした」⁴³。本件で連邦最高裁は、(i) 匿名言論を保護する根拠として、(a) 匿名性の保護の「手段的」価値（「一定の著者が思想の市場へ価値ある情報を提供することを誘発するために必要である」こと）および (b) 「著者の自律権 (autonomy)」(「匿名にとどめる著者の決定が、内容の選択に対する自律権の行使である」こと) を挙げた上で⁴⁴、(ii) 政治的言論の内容に基づく規制であるとして「厳格審査基準 (strict scrutiny)」を適用し⁴⁵、(iii) 「開示されるべき情報には有権者の意思決定への教育的価値がほとんどないのに比して、選挙運動ピラへの個人名の印刷という開示方法は、規制対象である政治活動を阻止する蓋然性が高い」と判断した⁴⁶。

もっとも、本件で、「様々なタイプの開示要件への適用に関する指針は、ほとんど示されなかった」⁴⁷。本件のスカリア裁判官の反対意見は、「選挙の分野に限っても、新たに展開された匿名で発言する権利を苦勞して形にするためには何十年もかかるであろう」、また、「その他の分野でも当然ながら、すてきな修正1条訴訟の全く新しい専門店が開店するであろう」と批判した⁴⁸。

2.4 匿名言論の法理の適用

その後、連邦最高裁は、1999年のBuckley v. American Constitutional Law Foundation (ACLF) 事件および2002年のWatchtower Bible & Tract Society of New York, Inc. v. Village of Stratton事件で、匿名言論の法理を適用した⁴⁹。

まず、ACLF事件で連邦最高裁は、州民発案 (initiative) の手続に関するコロラド州法の2つの要件、すなわち、(i) 「請願の署名収集者に対し、氏名を記載した名札の着用を義務づける」名札要件ならび

に (ii) 「州民発案の提案者に対し、有給の署名収集者の氏名・住所および各署名収集者に支払われた金額の報告を義務づける」開示要件を違憲と判示した。

第1の名札要件に関して、この要件があるため署名収集者への就任を嫌がる者が出ていることを示す証拠があった。連邦最高裁は、「McIntyre事件の判決が本件で示唆的である」と述べた上で、名札要件について、「請願署名収集者の匿名性の利益が最大になるまさにその時に個人名の開示を強制するため、言論への侵害の度合いが大きい」（「政治的メッセージの伝達時に身元の暴露を強制する」ものであるため、「彼らのメッセージに対する反発は即時的であり、最大限に激しく感情的で無分別なものになるかもしれない」と指摘した。さらに連邦最高裁は、州法は別に署名簿の提出時に署名簿に「署名収集者の氏名・住所および署名」を含むよう義務づける宣誓供述書の要件を定めており、(i) 州が違法行為を行った署名収集者を把握するためには宣誓供述書の要件で足り、名札要件は「不必要である」こと、(ii) 名札要件と異なり、宣誓供述書の要件は「有権者との会話が終了した後にのみ課される」憲法上許容される「限定的な開示要件」であることを指摘した。こうして連邦最高裁は、「名札要件は、十分な理由なく氏名の開示を強制することにより、請願署名収集者の参加を阻止するものである」と結論した⁵⁰。

第2の開示要件に関して、後述するBackley事件に言及し、本件州法の義務づける「州民投票の提案者の氏名および彼らが州民投票の支持者を集めるために支払った金額の開示要件については、（有権者に情報を提供する）実質的な州の利益に対応する」ものとして憲法上許容されることを示唆した。しかしながら連邦最高裁は、(i) 公職選挙と異なり、「州民投票は、お返しとしての汚職の危険を伴わない」こと、(ii) さらに詐欺や買収の危険は、「投票時に比べて州民投票の請願時において極めて少ない」こと、(iii) 「有給の署名収集者が無給の署名収集者よりも虚偽の署名を入手する蓋然性が高い」という証拠は存在しないことから、「有料の署名収集者および彼らの署名収集からの収入の一覧表の作成は、有給の署名収集者に対し、無給の署名収集者が享受する匿名性の放棄を強制するものである」（実質的な州利益との関連性は希薄である）と結論した⁵¹。

本件では、McIntyre事件と同様に、「有権者への教育的価値は最小限であるのに比して、政治参加に対する脅威は重大である」と判断された。なお、本件の採用する審査基準について明確ではないが、脚注で連邦最高裁は、「本判決は、『言論に重大負担を課す』州の規制は、『やむにやまれない州の利益に仕えるよう狭く仕上げられていなければならない』とする『現在確立されているアプローチ』に完全に従っている」と述べ⁵²、「厳格審査基準の採用を示唆している」⁵³。

つぎに、Watchtower事件で連邦最高裁は、「市長に登録し許可を得ることなく戸別訪問による唱道に従事することを軽罪とする」オハイオ州ストラットン (Stratton) 村の条例を文面上違憲と判示した。本件で宗教文書を出版・配布するエホバの証人 (Jehovah's Witness) の信徒団体が、条例の執行の差止めを求めて訴えた。条例の下で、いかなる理由でも個人の住宅を訪問しようとする者は、「戸別訪問者許可証」を得るために、市長の事務所で「戸別訪問者登録用紙」への記入が要求される。登録用紙には、(i) 氏名・住所、(ii) 訪問理由、(iii) 雇用者または提携団体の名称、(iv) 訪問時間、(v) 訪問先の住宅の住所を記入しなければならない。戸別訪問者は、登録用紙に記入した住宅に限り訪問が許されるが、許可証を携帯し、警察官または住人から求められれば許可証を提示しなければならない。

なお、住人が住宅に「戸別訪問禁止」の掲示を行っている場合や、住人が市長の事務所に「戸別訪問禁止登録用紙」を提出している場合にはその用紙で戸別訪問の禁止から除外している者でないとき、許可証の携帯者でも訪問が禁止される。「戸別訪問禁止登録用紙」には、住民が戸別訪問の禁止から除外できる者のリストがあらかじめ記載されており、そのリストには、エホバの証人や公職候補者も含まれていた。原審の第9巡回区連邦控訴裁は、条例を内容中立的であるとして中間審査基準を適用し合憲と判示していた。

連邦最高裁はまず、「条例の規制対象である言論の範囲および当該規制の性格から、連邦控訴裁の判示の誤りが明白である」ため、本件で「どんな審査基準が採用されるべきか」を決定することは「不要である」と指摘した。連邦最高裁は、「条例によって仕える3つの利益、すなわち、詐欺の防止、犯罪の防止および住人のプライバシーの保護」は「重要な利益」であるが、「条例の規制対象である言論の量」は「憲法上の懸念を提起する」と述べた上で、条例について、「営利的活動や金銭の勧誘にのみ適用される」のであれば「住人のプライバシーの保護や詐欺の防止という村の利益のために仕えるよう仕上げられていると論じられるだろう」が、宗教的理由のみならず「隣人の投票をたまたま勧誘する住人」等の「政治活動」を含む「広く多様な理由による相当多くの非営利的な戸別訪問」に明白に適用されると指摘した⁵⁴。

その上で連邦最高裁は、本件許可制のひどく有害な効果として、以下の3点を指摘した。第1に、「市長の事務所で記入され、国民の閲覧に供される許可の申請書類において戸別訪問者が明記されなければならないという要件は当然、匿名性の放棄をもたらす」。「条例は、(村民に面識がなく、匿名が維持されている者)が不人気の理由による戸別訪問を行うことを排除する。当該排除は、州民発案の手続の完全性の保護あるいは詐欺的な営利的取引の防止という特別の政府利益によって正当化されようが、条例はこれらの特別の利益と関係があるものを超えて広く不人気の理由による戸別訪問を規制対象とする」。第2に、宗教的見解や憲法上の言論の自由を信奉する愛国的見解のゆえに役人から許可を得ることを是とせず、許可申請をしない者がいることから、「発言する権利の行使の事前条件として許可を要求することは、このような宗教的見解や愛国的見解を持つ市民の言論に対し客観的な負担を課すものである」。第3に、例えば、道路を挟んだ向いに住む隣人に投票を促そうと思いついても、許可を得るまでそれができないことから、「条例は、相当量の自発的な言論を有効に禁止する」⁵⁵。

本件は、「日常的な国民の会話の文脈において、市民が隣人と発言したい意思をまず政府に通報し発言する許可を得なければならないというのは、修正1条によって保護される諸価値のみならず、自由な社会の概念そのものに反する」という連邦最高裁の見解を強く反映するものであった⁵⁶。

3 選挙法分野の匿名言論の制限（情報開示の法理）

3.1 選挙法分野の情報開示の法理の確立

その一方で、選挙法の分野では、連邦最高裁は、「匿名言論の法理と対立する」情報開示の法理を確立してきた⁵⁷。1976年のBuckley v. Valeo事件で連邦最高裁は、連邦選挙運動法（Federal Election

Campaign Act) の報告・開示要件を合憲と判示し、「30年以上経った現在でも維持されている開示要件を評価する司法審査の枠組みを確立した」⁵⁸。

1971年制定・1974年修正の連邦選挙運動法は、選挙運動資金規制の包括的な体制を確立した。本法は、政治委員会 (political committee) ・候補者に対して暦年で100ドルを超える寄付をした者および政治委員会・候補者以外に暦年で100ドルを超える寄付・支出をした者について連邦選挙委員会への報告と国民への開示を義務づけていた。本件では当該開示要件それ自体の違憲性は争われず、上告人は、小政党 (minor-party) ・独立候補者および少額寄付者への適用が過度に広汎であると主張した。

ところで、40年以上前の1934年のBurroughs v. United States事件で連邦最高裁は、大統領選挙の政治委員会に寄付者の報告を義務づける1925年の連邦汚職行為防止法 (Federal Corrupt Practices Act) を合憲性としたが、この事件では「修正1条ではなく、連邦制の問題」が争点となり⁵⁹、大統領選挙人の選任については合衆国憲法により州に委任されているもの (2条1節)、「選挙結果に影響を与える金銭の不当な使用から保護するために適切な法律を制定する」ことは、連邦議会の権限であるという判示にとどまった⁶⁰。Buckley事件はPatterson事件・Bates事件およびTalley事件後に提起されたものであり、「もはや単にBurroughs事件における連邦選挙を規制する連邦議会の権限の確認に依拠するだけでは足りず、修正1条のプリズムを通して開示の問題を審査することが求められた」⁶¹。

さて、Buckley事件で連邦最高裁はまず、Patterson事件に依拠し、「開示の強制はそれ自体、修正1条により保障される結社のプライバシーおよび信念の重大な侵害となる」ことを再確認した後、「中間審査基準 (exacting scrutiny)」を適用し、(i)「政府の重大な利益 (subordinating interests)」が存在し、かつ、(ii)「当該政府利益と開示が強制される情報との間に『実質的な相関関係 (relevant correlation)』すなわち『実質的な関連性 (substantial relation)』が存在すること」の立証が政府に求められると指摘した⁶²。

その上で連邦最高裁は、開示要件によって正当化される重要な政府利益として、以下の3つを指摘した。(i) (有権者への情報提供の利益)「開示は、『選挙運動資金の出所および候補者によるその支出方法に関する』情報を有権者に提供し、有権者が連邦の公職候補者を評価するのに役立つ。それは、政党のラベルや選挙運動演説以上に正確に各候補者を政治的波長に配列することを有権者に可能にする。候補者の資金支援の出所はまた、候補者が最も応答しがちな利害関係を有権者に気づかせ、こうして将来の職務遂行の予測を容易にする」。(ii) (汚職防止の利益)「開示要件は、多額の寄付および支出を公衆の目にさらすことにより、現実の汚職を阻止し、汚職の発生を回避する。この暴露が、選挙前後に不適切な目的で資金を使用する者を思い止まらせることもあろう。候補者の最も気前のよい支援者の情報を持つ国民は、返礼として与えられるかもしれない選挙後の特別のえこひいきをより良く見抜くことができる」。(iii) (データ収集の利益)「あまり重要とは言えないが、記録保存、報告および開示の要件は、(本件で連邦最高裁が支持した) 寄付制限の違反を探知するために必要なデータを収集する不可欠な手段である」⁶³。

そして連邦最高裁は、「一般的に、開示要件は、実質的な (substantial) 政府利益に直接的に仕える」と認めた上で、小政党等への適用について、「開示要件によって個人の権利に課される負担の程度」が当該政府利益よりも大きいかを審査した。連邦最高裁は、「開示による小政党やその議員および独

立候補者の支持者に係る結社の利益の侵害が重大であることを忘却するわけではない」が、開示要件を適用違憲とするためには、やはり、「Patterson事件で確認された萎縮およびハラスメントのタイプの立証」は必要であるとし、「提出された証拠により、政党の寄付者の氏名の開示強制が、政府職員または私人からの脅迫、ハラスメントまたは報復に彼らをさらす合理的蓋然性 (reasonable probability) だけは立証される必要がある」と指摘した。その上で連邦最高裁は、(i) 本件の場合、「せいぜい開示の可能性のため1人ないし2人が寄付を断ったという小政党の職員の証言しか提出されていない」ため、開示の利益の方が大きいこと、(ii) 「過度に厳格な証明は大きな負担を強いる」が、過去の選挙で25%未満しか得票していない政党を適用除外とするような「小政党の白紙の免除」は認められないことを指摘した⁶⁴。

Buckley事件で連邦最高裁は、以下の司法審査の枠組みを確立した。まず第1に、選挙法分野の開示要件に関しては、「通常の経済的社会的立法に適用される合理的根拠審査 (rational basis review) よりも厳格であるが、厳格審査基準 (strict scrutiny) よりも厳格でない」「中間審査基準 (intermediate scrutiny)」が適用される⁶⁵。なお、連邦最高裁は、本件の審査基準としてMcIntyre事件と同一の「exacting scrutiny」という文言を使用した。本件では「実質的な政府利益および法令と当該政府利益との実質的関連性しか要求」しておらず、「やむにやまれない利益および当該利益に仕えるよう狭く仕上げられていることの確認を要求する」伝統的な厳格審査基準とは明らかに異なる⁶⁶。第2に、小政党やその構成員に向けられた「政府職員または私人からの脅迫、ハラスメントまたは報復」の合理的蓋然性が立証された場合、開示要件の適用が免除される。本件で連邦最高裁は、このハラスメントに基づく適用除外について、Patterson事件およびBates事件の事案のように、「修正1条上の権利行使への脅威が重大であるのに比して開示により助長される州利益が実質的でないため、法令の(開示)要件が憲法上適用し得ない」という利益衡量の結果であると説明した⁶⁷。

3.2 公職選挙と情報開示の法理

最近の2010年のCitizens United v. Federal Election Commission事件でも連邦最高裁は、2002年の超党派選挙運動改革法 (Bipartisan Campaign Act) の「お断り (disclaimer)」表示要件および開示要件を合憲と判示し、Buckley事件の開示要件の司法審査の枠組みを再確認した。

本法は、(i) 「予備選挙前30日間または一般選挙前60日間に行われる、特定の候補者に言及する放送通信、ケーブル通信または衛星通信」と定義される「選挙運動通信 (electioneering communication)」に対して、「当該広告の内容に関して責任を負う」旨の「お断り (disclaimer)」の画面表示(当該通信が「候補者や候補者の政治活動委員会の承認を得たものではない」旨や「当該広告の資金提供者の氏名・住所またはウェブサイト」の表示)(お断り表示要件)、(ii) 暦年で選挙運動通信に1万ドルを超える支出をした者に対して、その財政的出所(支出者の身元、支出額、寄付者の氏名等)の開示(開示要件)をそれぞれ義務づけていた。本法のお断り表示要件および開示要件について、連邦最高裁は、上告人の非営利法人 (Citizens United) が製作した2008年の民主党大統領予備選挙に立候補したヒラリー・クリントンを批判するドキュメンタリー映画(「Hillary: The Movie」)のケーブルテレビによるビデオ・オン・デマンド配信および当該映画の広告放送への適用は合憲であると判示した。

連邦最高裁はまず、Buckley事件に従い、(i) お断り表示要件および開示要件について、「選挙運動活動に上限を課すものではなく、何人の発言を妨げるものでもない」とし、「開示要件と『十分に重要な』政府利益との間の『実質的関連性』を要求する『中間審査基準 (exacting scrutiny)』に服すること、(ii) 寄付者の氏名の開示が『政府職員または私人からの脅迫、ハラスメントまたは報復に彼らをさらす』『合理的蓋然性』を団体が立証する場合、適用違憲の申立てが利用できる」ことの2点を再確認した。そして連邦最高裁は、これらの2点につき、(i) 「国民は、選挙の直前に候補者に関して誰が発言しているかを知る利益を有する。……この情報提供の利益だけで、(お断り表示要件および開示要件) を正当化するのに十分である(「少なくとも、お断りの表示は、候補者や政党の承認を得たものでないことを明示することにより、混乱を回避する」し、「開示は、包括的な言論の規制に比べてより制限的でない代替手段である」) こと、(ii) 「上告人の団体は、長年の寄付者の開示にもかかわらず、ハラスメントまたは報復の事例を確認していない」ため、「これらの要件が本件に適用された場合、言論を萎縮させるという立証は存在しない」ことをそれぞれ指摘した。最後に連邦最高裁は、「インターネットの出現に伴い、迅速な支出の開示は、法人や公選公務員に自らの立場や支援者について責任を負わせるのに必要な情報を、当該法人の出資者や市民に対し提供することを可能にする。……この透明性は、有権者が熟知した上で判断を下すことを可能にする」と付言した⁶⁸。

3.3 直接立法と情報開示の法理

アメリカの半数近くの州では、州民発案 (initiative) および州民投票 (referendum) による立法 (直接立法 (direct legislation) または市民立法 (citizen lawmaking) と呼ばれる) を認めている。州民発案は、一定数の有権者の署名を集めた請願により投票に付される、新たな法律または憲法修正の提案である。州民投票は、請願により投票に付される、州議会ですでに制定された法律を拒否する提案である。州民発案が新たな法律等の提案であるのに対し、州民投票は既存の法律を拒否する提案である点で、両者は異なる。なお、これらの有権者の賛否を問うために投票に付される提案のことを、投票提案 (ballot measure または ballot proposition) と呼ばれる⁶⁹。

さて、Citizens United事件から6ヶ月後の2010年のDoe v. Reed事件では、公職選挙の選挙運動ではなく、直接立法の手續に係る事案であったが、連邦最高裁は、「Citizens United事件と全く同じ」情報開示の法理を適用した⁷⁰。

本件で、ワシントン州憲法は、州民投票により州法を拒否する権限を市民に認めていた。2009年5月に州知事は、同性パートナーに婚姻配偶者と同等の権利を認める法案 (“Everything But Marriage” Act) に署名した。これを受けて、本法に反対する原告の団体 (Protect Marriage Washington (PMW)) は、本法を州民投票に付すために必要な1万2000人以上の署名を含む請願を州務長官に提出した。同年11月に州民投票 (州民投票71号 (Referendum 71)) が施行され、賛成53%、反対47%の僅差で本法は承認された。

州民投票の施行前に、複数の団体と個人が、州情報公開法 (Public Record Act) に基づき、州民投票71号の請願の複写を請求した。このうち2つの団体 (WhoSigned.orgとKnowThyNeighbor.org) は、請願署名者の氏名をインターネット上に検索可能なフォーマットで掲示する旨の共同記者発表を行っ

た。州民投票の請願について、開示請求の対象となる「公文書 (public record)」に該当するというのが州の解釈であった。そこで、州民投票71号の請願の後援団体 (PMW) および署名者は、州務長官に対し、請願署名者の氏名および連絡先情報の開示の差止めを求めて訴えた。

本件で原告は、(i) 州情報公開法は、州民投票の請願に適用されるとき一般的に違憲であるという文面上違憲の申立て、(ii) 州民投票71号の請願署名者は脅迫、ハラスメントおよび報復にさらされるため、州情報公開法は、州民投票71号の請願に適用されるとき違憲であるという適用違憲の申立ての両方を行ったが、連邦最高裁は、前者の文面上違憲の申立てのみを審査し、8対1で「州情報公開法に基づく開示は、州民投票の請願に関して一般的に修正1条に違反しない」と判示した⁷¹。

連邦最高裁（ロバーツ長官の法廷意見）はまず、州民投票の請願への署名は「政治的見解の表明」であり、「修正1条上の権利に含まれる」としながらも、「州情報公開法は言論の禁止ではなく開示要件である」ため、本件でも、Buckley事件およびCitizens United事件等の「選挙の文脈における開示要件」に係る先例が審査基準として採用した「中間審査基準 (exacting scrutiny)」(「開示要件と『十分重要な』政府利益との『実質的な関連性を要求する』」もの) が妥当であると指摘した⁷²。

その上で連邦最高裁は、「選挙手続の完全性 (the integrity of the electoral process) を維持する州の利益だけで、州情報公開法を違憲とする論拠を打ち負かすのに十分である」と述べた。まず連邦最高裁は、詐欺および詐欺から生じる有権者の不信感をとくに問題視し、「詐欺は、不正な結果を発生させるばかりでなく、誠実な市民を民主主義過程から離反させ、わが国の政府に対する不信を生み出すものであり、それゆえ、州の利益は、詐欺を根絶する努力においてとくに強力である」と指摘した。さらに連邦最高裁は、開示による利益はこれだけではないとし、「選挙の完全性を維持する州の利益は、……詐欺だけではなく、二重署名や州の登録有権者でない者の署名のような無効な署名を探し出す努力にも及ぶ。……州務長官による署名の点検により、すべての無効な署名が発見されるわけではない。……国民への公開は、この点検の不十分さを是正するのに役立つ」と指摘した。こうして連邦最高裁は、「国民への公開は、集計される署名が集計されるべきものであること、そして投票に付された州民投票が有効な署名を得たものであることを確保するのに役立つ。また、国民への公開は、他の手段ではなしえない選挙手続における透明性および説明責任を助長する」ことから、「州民投票の請願の国民への開示は一般的に、選挙手続の完全性を維持するという重要な利益に実質的に関連する」と結論した⁷³。

なお、連邦最高裁は、適用違憲の申立てに関して審査を行わなかったが、「原告は、インターネット上で請願署名者の住所が公に利用しうる電話番号や地図と組み合わせられた場合、ハラスメントや脅迫の有効な青写真になると説明する。……開示に反対の者は、個人情報の強制開示により彼らが政府職員または私人からの脅迫、ハラスメントまたは報復に直面するという合理的蓋然性を立証しうる場合、修正1条に基づき勝訴できると説明してきた」と述べ⁷⁴、「原告が適用違憲の申立てにつき勝訴し、州法の適用除外を受ける可能性を残して」⁷⁵、本件を連邦地裁に差し戻した。

このように、開示を正当化する政府利益に関して、選挙運動資金の事案ではないReed事件では、Citizens United事件で依拠された情報提供の利益には全く言及されず、詐欺そのものや事務的な点検ミスを防止し、州民投票手続の完全性を助長する利益のみが挙げられた。もっとも、Citizens United

事件およびReed事件は、「選挙は、匿名言論の権利が前者は公職者の選出、後者は州民投票への付託に関する民主主義過程の全般的な完全性に対する政府利益に対し、一般的に譲歩しなければならない特別の事情に該当する」と見る点では共通する⁷⁶。

ところで、2009年のProtectMarriage.com v. Brown事件では、2008年に11月4日、同性婚を禁止するようカリフォルニア州憲法を修正する投票提案8号 (Proposition 8) が、賛成52%の僅差で採択された。この州民発案は、同年7月に同性婚を合法化した州最高裁判決後に提案されたものであった。

本件の原告 (ProtectMarriage.com等) は、州政治改革法 (Political Reform Act) に基づき、投票提案8号の採択を支援するために設立された投票運動委員会 (ballot committee) であった。本法は、原告のような投票運動委員会に対し、寄付者の詳細な報告を要求した。すなわち、投票運動委員会は、100ドル以上の寄付を受けた場合、その者の氏名、住所、職業、雇用者名 (自営業の場合は当該事業所の名称)、寄付の受領日およびその金額を含む報告書を半年毎に提出しなければならなかった。この情報は、州務長官のウェブサイト上で公表された (ただし、市・郵便番号以外の詳細な住所の情報は除かれた)。投票提案8号の反対者は、様々な自らのウェブサイトでこの寄付者の情報に電話番号のような公に利用できる他の個人情報を加えて掲示した。とくに「Eightmaps.com」と呼ばれるウェブサイトは、投票提案8号を支援する寄付者の地図を掲示し、その地図上に寄付者の居所を指定した上で各寄付者の氏名・寄付の金額および職業を表示した⁷⁷。本件で原告は、寄付者が営業への報復的ボイコット、暴行の脅迫、失業および卑劣なe-mailや電話等の「脅迫、報復およびハラスメント」を受けていると主張し、本法の開示規定の適用除外を求めて連邦地裁に訴えた。

しかしながら連邦地裁は、本件でさえ原告の訴えを認めなかった。連邦地裁は、(i)「開示の累積効果は、選挙民が各法案を支持または反対する勢力に関する情報に接近することを確保する」ため、政府の情報提供の利益は「州の直接民主制の適切な運営にとって重大である」こと、(ii)「原告は、州憲法を修正するために大規模な運動を指揮し、そして、約3000万ドルも集めて、投票の52.3%を獲得し、700万人の有権者に投票提案8号への支持を取り付け、原告の努力により当該州民発案を成功させた」のであり、原告は、後述するSocialist Workers事件 (本稿の4.2参照) でハラスメントに基づく適用除外が認められた「選挙では全戦敗戦で十分な資金を集める能力もない党员が60人の社会主義労働者党」とは異なることを指摘した。その上で連邦地裁は、このような州の情報提供の利益および原告の投票での成功に照らして、「本件の政府利益は実質的でない、あるいは原告への負担が過大であると言うことはできず、開示の適用除外は認められない」と結論した⁷⁸。

連邦地裁は、むしろ、(i) 原告の申し立てるハラスメントは、刑事事件として対応すべき問題である (「投票提案8号の支援者の生命の危険に責任がある者は刑事責任を負う。団体に麻薬を郵送する者は連邦の刑事訴追を受ける。このような非難すべき行動およびその再発を阻止する適切な法的手段が存在する」) こと、(ii) 原告が、合法的なボイコットを含む自分たちの行動へのいかなる反応からも自分たちを防御しようとしている (「原告の適用除外の主張は、自らの言論の合法的結果からまでも解放されるべきであるという考え方を前提としているように思える。それは、原告の権利に一切含まれない。投票提案8号の寄付者が州民発案に賛成意見を自由に表明できるのと全く同様に、反対者も適切な合法的手段を通じて自分たちの反対意見を自由に表明できる」) ことを指摘した⁷⁹。

なお、Reed事件の原告の主張はそのほとんどが、投票提案71号ではなく、ProtectMarriage.com事件に係るカリフォルニア州の投票提案8号に関して発生したハラスメントの事例に依拠するものであった（本稿の4.2(2)のReed事件の差戻審判決参照）。

4 情報開示の法理の適用除外

4.1 「些細な支出」の適用除外

情報開示の法理については、(i)「些細な支出」および(ii)「ハラスメント」の2つの適用除外が認められている。

まず、裁判所は、「選挙における些細な (de minimis) 支出に関しては、情報開示が免除される」と判断してきた⁸⁰。例えば、McIntyre事件で連邦最高裁は、住民投票に係る手製のビラに対する情報開示を違憲と判示し（本稿の2.3参照）、また、1993年のVote Choice, Inc. v. DiStefano事件で第1巡回区連邦控訴裁は、政治活動委員会 (political action committee) にわずか1ドルの寄付にまで寄付者の身元の開示を義務づけるロードアイランド州法を違憲と判示した⁸¹。

この適用除外を認めた最近の連邦控訴裁判決として、2009年のCanyon Ferry Road Baptist Church of East Helena, Inc. v. Unsworth事件および2010年のSampson v. Buescher事件がある。まず、Canyon Ferry Road事件で、モンタナ州イースト・ヘレナ (East Helena) にある教会の牧師は、婚姻を異性間と定義づける州憲法修正の州民発案の請願を支援するため、(i) 信徒の女性に対し、彼女自身の紙を使って教会のコピー機で請願用紙を複写し、教会のロビーに複写した請願用紙を置くことを許し、また、(ii) 定例の日曜礼拝において信徒らに対し、「婚姻を守る闘い (Battle for Marriage)」と題するテレビ番組を視聴させた後、請願への署名を促す発言を行った。数週間で、92人の信徒と信徒以外の6人が請願に署名した。州の担当機関 (Commission of Political Practice) は、署名集めのための教会施設の使用および牧師の署名を促す発言により、教会は、州法上報告義務を伴う「付随的政治委員会 (incidental political committee)」に該当すると決定した。

第9巡回区連邦控訴裁は、「州の報告要件は、本件に係る一度限りの現物による些細な支出 (one-time in-kind de minimis expenditures) に適用される場合、教会の修正1条上の権利を侵害する」と判示した。連邦控訴裁は、Buckley事件で示された中間審査基準を適用し、州の情報提供の利益は「重要なもの」であるが、州の報告要件と州の情報提供の利益との「実質的関連性」は認められないと結論した。すなわち、連邦控訴裁は、「情報提供の目的は、財政面で支える州民発案の支持者または反対者が誰かに関する情報を有権者に提供することである」が、「有権者への財政に関する情報提供の価値は、支出または寄付の金額がわずかなものになるにつれて、劇的に減少する。……本件で、最小限の経済効果しか有しない教会活動の情報を得ることにより、有権者が州民発案の財政的支援に関して知りうるものはほとんどない」と述べ、したがって、「教会の些細な現物による支出の開示から派生する国民への情報提供の価値は、報告要件によって課される負担を正当化」しないと指摘した⁸²。

また、Citizens United事件およびReed事件後のSampson事件で、コロラド州法は、投票提案に賛成または反対するために200ドルを超える寄付を受けたり支出をする2人以上の団体に対し、投票提案委

員会 (issue committee) としての登録と20ドル以上の寄付者の氏名および住所の報告を義務づけていた。ダグラス (Douglas) 郡内の未法人化地域にある約300世帯のパーカー・ノース (Parker North) に居住する6人の原告は、パーカー町 (Town of Parker) への合併に反対し、「合併反対」の掲示物を購入・配布するとともに、反対の理由を書いた葉書を住民全員に郵送した。その後、合併の選挙が実施され、合併の提案は否決された。原告が投票提案委員会としての登録を怠り、州法に違反しているという合併賛成派の住民からの申立てが州務長官になされたため、原告は、弁護士の助言に基づき、投票提案委員会として登録し、3人の原告からの現物支給による寄付 (掲示物、垂れ幕、葉書、切手) 合計782.02ドルを報告した。

第10巡回区連邦控訴裁は、「州法は、原告に適用される場合、原告の憲法上の結社の自由を侵害する」と判示した。連邦控訴裁は、中間審査基準を適用し、国民の知る権利と原告の結社の自由を比較衡量した結果、(i) 「平均的な市民が選挙運動資金の多くの開示要件を自分で修得することは期待できない」ため弁護士が必要となるが、「本件のように、弁護士費用は、合併反対の活動のために寄付された782.02ドルに匹敵する金額になる。これは、実質的負担である」、(ii) その一方で、「州の規制利益は、寄付が少額であることに照らして最小限である」と認定し、「州の登録・報告要件によって課される原告の結社の自由の権利に対する負担は、開示における国民の利益によって正当化できない」と結論した⁸³。

4.2 ハラスメントに基づく適用除外

(1) ハラスメントに基づく適用除外の対象と政府または私人のハラスメント

つぎに、連邦最高裁は、Buckley事件で、「脅迫、ハラスメントまたは報復」の危険の合理的蓋然性に基づき、開示要件の適用除外が認められることを明らかにし、その後のCitizens United事件およびReed事件でも再確認している。このハラスメントに基づく適用除外について、まず第1に、当該適用除外の対象に関して、Buckley事件は「小政党」に言及するだけであったが、Citizens United事件では「団体」、Reed事件では「開示に反対の者」という表現に変化しており (本稿の3.2および3.3参照)、それゆえ、小政党に限らず、「より広く、あらゆる結社」がこの適用除外の対象となると解されている⁸⁴。第2に、当該適用除外で求められる立証は、「政府職員または私人」からのハラスメントであり、したがって、(i) 政府職員によるハラスメント、(ii) 私人によるハラスメントのいずれかの立証で足りることになる⁸⁵。Reed事件は、後者の私人によるハラスメントを原告が主張した初めての事案であった。

ところで、これまでに連邦最高裁がハラスメントの適用除外を実際に認めたのは、1982年のBrown v. Socialist Workers '74 Campaign Committee (Ohio) 事件の1件のみである。本件でオハイオ州社会主義労働党 (Socialist Workers Party) は、すべての公職候補者に対し25ドルを超える選挙運動資金の寄付者および支払金の受取人の報告を義務づけた上で、寄付者および受取人の氏名および住所の開示を定める州選挙運動費用報告法 (Campaign Expense Reporting Law) を争った。

連邦最高裁はまず、社会主義労働者党について、党員は約60人で、同党の候補者の得票率は全体の1.9%未満で、州内の寄付および支出の金額は平均で年1万5000ドルにすぎないことから、「小政党」

に当たると特徴づけた。その上で連邦最高裁は、1 審の連邦地裁が認定した事実として、(i) 裁判前の4年間に州内や近隣州で脅迫電話、中傷の手紙、同党のビラの焼却、党員の財産の破壊、同党候補者への警察のいやがらせ、同党事務所への銃撃のような多くの事件が発生し、また、裁判前12ヶ月間に党員を理由に22人の党員が解雇されたこと、(ii) 連邦捜査局 (FBI) が継続的に、同党を監視し、同党の活動を妨害してきた（様々な手を使って同党の資金の出所やその支払先を含む同党の情報を入手し、また、同党候補者の犯罪記録を報道機関に暴露し、同党の党員・支援者・その配偶者・職員への匿名の手紙を送付した）ことを指摘した。こうして連邦最高裁は、「修正1条は、特定の者を脅迫、ハラスメントまたは報復の合理的蓋然性にさらさせるような、州による小政党への開示強制を禁止する。……同党に対する過去または現在の私人と政府職員による敵意の実質的証拠に照らして、州の選挙運動に係る開示要件は、同党には憲法上適用できない」と結論した⁸⁶。

このように連邦最高裁が唯一当該適用除外を認めた *Socialist Workers* 事件、さらには当該適用除外を根拠づけた *Patterson* 事件および *Bates* 事件（本稿の2.2参照）は、私人によるハラスメントに係る *Reed* 事件とは異なり、いずれも「歴史的に広く拒絶され、この国の政府および市民によって中傷される思想の促進を意図する団体」（小政党である社会主義労働者党および *NAACP*）に対する「広範な政府の敵意」の存在が立証された、政府によるハラスメントの事案であった⁸⁷。

(2) *Reed* 事件の個別意見とハラスメントの立証の程度

Reed 事件の個別意見は、審査対象にしなかったハラスメントに基づく適用除外について積極的に言及した。しかしながら、「当該適用除外に必要な立証の程度」をめぐって鋭く対立し⁸⁸、「差戻審での本件原告の勝訴を示唆したのはアリート裁判官だけで」⁸⁹、5人の裁判官（ソトマイヨール、スティーブンス、ギンズバーグ、ブライア、スカリア）は、「原告勝訴の可能性を否定した」⁹⁰。

アリート裁判官の同意意見は、「開示要件に対する適用違憲の申立ては、修正1条上の自由を保護する上で重要な役割を演じる。言論に息付く空間を与えるために、当該言論が行われる前に迅速な司法的救済が十分利用でき、かつ、立証の負担が低いものでなければならない」と説示し、「カリフォルニア州の投票提案8号の支援者が被ったハラスメントおよび脅迫」の証拠は、「本件で適用免除を受けるのに十分」であると主張した。アリートは、*Backley* 事件で示されたように、合理的蓋然性の基準の充足には、「(団体の) 構成員への過去もしくは現在のハラスメントの具体的な証拠、当該団体自体に向けられたハラスメントまたは脅迫もしくは国民の敵意表明の行動様式」を含む多様な証拠、さらに歴史のない新しい団体の場合は「同様の見解を持つ個人や団体に向けられた報復および脅迫の証拠」の提出で十分であると指摘した⁹¹。なお、トーマス裁判官の反対意見も、この基準は、「実際の」ハラスメントではなく、署名者の氏名・住所の開示がそれを導くであろうという「単なる『合理的蓋然性』を要求する」にすぎず、「明白に緩和された」基準であると主張した⁹²。

しかし、他の裁判官は、アリートおよびトーマスの主張する緩和された立証に反対した。ソトマイヨール裁判官の同意意見（スティーブンス裁判官・ギンズバーグ裁判官同調）は対照的に、「州民投票による立法プロセスの本来の公開性」を強調し、「(適用違憲の申立人は)、重い負担を負う（べきである）。州民投票が論争的な提案であり、請願署名者がハラスメントを恐れる場合でも、(州民投票

手続の) 完全性および信頼性を確保する州の重要な利益は減じられない」と指摘した上で、Patterson事件を参照し、適用違憲の救済は、「州が文面上中立的な請願の公開原則を州民投票の内容または請願署名者の見解に基づき差別的に適用する場合や、開示により州がその規制に消極的であるまたは州によるその規制が不可能であるような重大かつ広範なハラスメントの合理的蓋然性が惹起される希な場合に限って利用できる。より寛大な基準に基づく適用違憲の認容は、……本件の開示要件のような合理的で中立的な手段の採用・執行を過度に制限することになる。したがって、州民投票の請願の開示法令に対する適用違憲の申立てを受けた裁判所は、政治的透明性を信奉する憲法が州に対し州の創設した州民投票プロセスを通じて立法に参加しようとする者の身元を隠すよう強いる主張には深く懐疑的であるべきである」と主張した⁹³。同様にスティーブンス裁判官の同意意見(ブライア裁判官同調)も、「情報公開法のような法律に対する適用違憲の申立てが成功するためには、警察の対応 (law enforcement measure) によっても緩和できない請願署名者に向けられたハラスメントの重大な脅威の存在が必要である」(憶測の事実ではない「強力な証拠」が必要である)と主張した⁹⁴。これに対し、スカリア裁判官の同意意見は、「有権者は、州民投票の請願に署名する場合、立法者として行動している」のであり、「立法行為や選挙の投票行為」に関して「匿名性の権利」は、修正1条上認められないと主張した⁹⁵。

ところで、Reed事件の差戻審である2011年のDoe v. Reed事件で連邦地裁は、Reed事件の傍論で述べられた個別意見のうち、ソトマイヨール同意意見が「上告審で本件を審理するときに連邦最高裁によって適用される基準を示唆する」とし、さらに「州がその規制に消極的であるまたは州によるその規制が不可能であるような重大かつ広範なハラスメント」の立証を要求するソトマイヨールの主張は、Buckley事件で示された合理的蓋然性の基準の立証よりも「厳格なものである」と指摘した。なお、連邦地裁は、(i) 本件原告 (PMW) は「投票提案71号を支持する13万7000人の署名者を集め、投票総数の約半数に当たる83万8842票を獲得」しており、Socialist Workers事件およびPatterson事件の原告のような「小政党あるいは非主流派の団体の地位」とは異なり、むしろProtectMarrige.com事件の原告に類似すること、(ii) 「州民投票の施行は約2年前で請願の署名はその前に集められた」にもかかわらず、「投票提案71号の署名者に直接関係する」十分な証拠が提出されない(「ハラスメントまたは脅迫のほんのわずかの経験だけで、しかもその多くは憶測にすぎない」)ことを挙げて、原告の適用違憲の申立てを認めなかった⁹⁶。

(3) 私人のハラスメントの認定と私人言論の制約

当該適用除外の問題点として、私人によるハラスメントの認定には、私人の言論の自由を制約する効果をもたらすことが論者により指摘されている。

①政府萎縮と私人萎縮の区別 まず、モニカ・ヨン (Monica Youn) は、(i) 「政府の行為から生じる萎縮効果」(「政府萎縮 (government chill)」) と(ii) 「私人の行為から生じる萎縮効果」(「私人萎縮 (private chill)」) を区別すべきであると主張する。Patterson事件およびBates事件のような初期の「代理人による検閲 (censorship by proxy)」事件は開示を要求する法律の政府による差別的適用が、また、ハラスメントの適用除外を唯一認めたSocialist Workers事件は政府の違法行為がそれぞれ関わるもの

で、いずれも「政府萎縮」事件であったが、Reed事件は、「純粋な私人萎縮」が争点となった事件であった⁹⁷。

ヨンは、Reed事件の適用違憲の申立てについて、「表現者が、私人の反応 (reaction) (すなわち批判、ハラスメント、抗議、ボイコット、雇用上の報復または暴力的報復) を恐れて表現を控える」という主張であるが、このような私人の反応は、「一般的には言論行為」と解され、「通常は、もちろん、修正1条上の問題を生じるものとは理解されない」と疑問を提起する。すなわち、「私人萎縮の事件の場合、裁判所が認める適用除外は、萎縮されると申し立てられた私人の行動の禁止と機能的に同等なものとなる」(Reed事件で「原告へのハラスメントの適用除外の裁判所による承認は、州民投票71号の抗議者に向けた差止命令の付与と同じ効果を持ち、「国民の論争から相当量の情報を除去し、政治的言論を相当に歪曲する」)⁹⁸。

そこで、ヨンは、以下のような開示要件の司法審査の枠組みを提案する。まず、萎縮の原因が政府の憲法違反行為である場合(「萎縮効果が当該法律を文面上違憲とする場合や、Patterson事件のように当該法律は(内容中立的で)文面上合憲であるがその不誠実な訴追や執行に関わる場合」を含む)、当該政府萎縮を防止するために積極的な裁判所の介入が要請される。これに対し、政府による憲法違反の行為がなく、萎縮の原因が私人の行為である場合、「憲法上の利益を有する私人間」の紛争として取り扱われるべきであり、そして、「このような私人萎縮の紛争の場合、萎縮の原因が合法か違法かの区別が重要になる」。すなわち、裁判所は、(i)「萎縮の原因が違法な私人の活動であるときは」当該違法行為を防止すべきであるが、「萎縮の原因が合法的な私人の活動であるときは」、「たとえ当該行為が保護される言論を阻止するとしても」、当該行為の防止を控えるべきである⁹⁹。

②私人のハラスメントの認定と敵意ある聴衆との類似性 また、ブライアン・J・レヴィ (Brian J Levy) は、ハラスメントの適用除外について、「政府が結社を標的にする」「政府標的 (government targeting)」事件(すなわち、「議会が当該結社を意図的に抑圧する場合」、「法律は中立的であるが、当該法律の執行が当該結社の構成員を標的にするために開示を濫用する場合」および「Patterson事件のように裁判所が当該結社に敵意を持つ場合」)に限って認められるべきである(ただし、「当該結社の活動が営利的であるまたは犯罪に当たる」場合を除く)と主張する。レヴィは、Reed事件で適用除外の立証は「政府職員または私人」のいずれかのハラスメントで足りるにもかかわらず、多数の裁判官が私人のハラスメントの立証は失敗すると強く示唆していることを取り上げる¹⁰⁰。

そしてレヴィは、まず、「結社を標的とする私人は、敵意ある聴衆 (hostile audience) に類似する」とし、「純粋な私人のハラスメントに対する適用除外の認容」は、1951年のFeiner v. New York事件でブラック裁判官が指摘した修正1条上の問題を惹起すると主張する¹⁰¹。本件の上告人 (Feiner) は、ニューヨーク州シラキュース (Syracuse) 市の歩道に立ち、黒人と白人の混在する群衆の前で「平等な権利を獲得するために武器を取って闘おう」と黒人に拡声器で呼びかけた。暴動を恐れた警察官は、演説を止めさせ、上告人を逮捕した。ブラック裁判官は、警察が敵意ある聴衆に対し発言者に対する拒否権を与えるものであり、当該言論の内容への聴衆の敵意に反応した警察による発言者の差別的取り扱いが修正1条に違反すると指摘した¹⁰²。レヴィは、裁判所または行政機関が私人のハラスメントを理由に情報開示の適用除外を認める場合、「州は、敵意ある聴衆に反応して特定の結社の評判を低

下させることにより、当該結社の言論を抑圧する」(政府による匿名性の付与は、当該結社への不信を高め、そのメッセージを弱める)と主張する。また、レヴィは、「結社が脅威とみなす私人の反応は、唯一の対抗言論 (counterspeech)」であり、反対者不在の一方的手続により国民への情報提供を認めず、「反撃から結社を隠す決定は、實際上事前抑制に該当する」と述べ、「私人のハラスメントへの対応としては既存の刑法に依拠すべきである」と主張する¹⁰³。

③経済的ボイコットの保護 さらに、エリアン・ダシェヴ (Elian Dashev) は、Reed事件の原告が開示要件の適用除外を申し立てた際に、「経済的ボイコットの脅威」をハラスメントの形態として取り上げたことに疑問を提起する。連邦最高裁は従来、経済的ボイコットを「保護される修正1条上の活動である」とみなしてきた¹⁰⁴。1940年のThornhill v. Alabama事件で連邦最高裁は、労働紛争において事業所の近くで使用者の顧客に対し労使問題を説明し、使用者との取引の中止を促すピケティングを禁止するアラバマ州法につき、「(公的関心事項である)労働紛争の理由を国民に知らせる」「ほとんどあらゆる実質的で有効な手段」を禁止するものであり、文面上違憲であると判示した¹⁰⁵。その後の1982年のNAACP v. Claiborne Hardware Co.事件では、NAACPのミズーリ州支部は、人種間の平等・正義および統合を求めて、白人の経営する商店の前に立ち、黒人の顧客に対し当該商店での購入の中止を促すボイコットに参加した。連邦最高裁は、本件ボイコットを違法とする州最高裁判決を破棄し、そしてPatterson事件を引用しつつ、「公的事項に関して人民の意見が聞かれる権利を保障する際の結社の自由の重要性」を強調した上で、「本件ボイコットは、憲法上保護される活動に明白に関わった。……言論、集会および請願を通じて、上告人らは、彼らを二級市民として常に取り扱ってきた社会秩序の変革を求めた」と明言した¹⁰⁶。

そしてダシェヴは、「経済的ボイコットはますます、巨額の富の蓄財を利用できる個人、大企業、利益団体および特定争点団体(以下『大物の政治参加者 (Major Political Players)』という)に対抗するための有効かつ一般的な武器になってきた」とし、「経済的ボイコットは、わが国の民主主義にとって重要であり、競合するハラスメントの主張よりも勝る修正1条上の目的を助長するため、連邦最高裁は、適用違憲の申立てにおいて開示要件の適用除外の正当化として経済的ボイコットの使用を大物の政治参加者に認めるべきではない」と主張する¹⁰⁷。

4.3 市民の勇気とインターネット時代の選挙法の開示要件

(1) 市民の勇気の思想と言論の自由

Reed事件の2人の同意意見は、「修正1条は、参加者に『市民の勇気 (civic courage)』を持つことを要求する」と主張した¹⁰⁸。スカリアは、以下のように指摘した。「請願の署名者を非開示することは、悪しき思想でさえある。脅迫を禁止する法律は存在する。しかし、違法行為に当たらない辛辣な批判は、伝統的にわが国の人民が自己統治のために積極的に引き受けてきた誇りである。人民に対して自らの政治的行為のために人前に立つことを要求することは、市民の勇気を助長する。市民の勇気がなければ、民主主義は維持できない。私は、匿名で選挙運動に従事する社会や、州民発案や州民投票という直接民主制を国民の評価から隠れたり批判の責任から保護されたりする形で実施する社会を希望しない。これは、勇者の故郷 (Home of the Brave) (米国国歌の歌詞の一部で米国を意味する)

ではない」¹⁰⁹。また、ソトマイヨールも、スカリアの同意意見を引用し、「『市民の勇気』を持つ人民が（州民投票による立法）プロセスに参加するために、彼らが自発的に公開の場（public sphere）に置いたものを入手可能にするという州の決定が、彼らが請願の署名行為という表現行為に従事することを阻止するはずがない」と指摘した¹¹⁰。

過去にブランダイス連邦最高裁判官も、「修正1条の意味に関する法廷の内外でこれまでに書かれた著作のうちで最も重要なもの」¹¹¹と評される1927年のWhitney v. California事件の同意意見の中で、同様の市民の勇気思想に言及した。彼は、「政府において、熟議の力が専断よりも勝るべきである」という思想の下で、「自由は幸福の秘訣であり、勇気は自由の秘訣である」とし、思想・言論の自由は「政治的真理の発見・普及に不可欠である」、「言論・集会の自由があれば、議論が通常は有害な教義の流布からの十分な保護を与える」と説いた上で、「自由の最大の脅威は、怠惰な人である」、それゆえ「国民の議論は、政治的義務である」と主張した。さらに彼は、「革命によって独立を勝ち取った人々は、臆病者ではなかった。彼らは、政治的変革を恐れなかったし、自由を犠牲に秩序を強要しなかった。人民の政府のプロセスを通じて利用される自由な議論の力を信頼する勇気のある自律した人民にとって、想定される害悪の発生が十分な議論の機会の前に起きるほど切迫していなければ、言論から発生する危険は明白かつ現在のものとは思わない。虚偽や誤謬を議論を通じてあばく時間がある場合、……利用されるべき救済手段は、対抗言論（more speech）である」と説示し、明白かつ現在の危険テストを正当化した¹¹²。

市民の勇気思想は、「自己統治の合理的な行使に従事する熟知した市民の集団」¹¹³や「強い人間理論」¹¹⁴を前提とするものである。ヴィンセント・ブラジ（Vincent Blasi）は、ブランダイスの市民の勇気思想が現代の修正1条上の法理を根拠づける例として、(i)「どんな思想も国民の議論から締め出してはならないとする原理」、(ii)「国家ではなく、個々の聞き手が言論活動の境界を判定しなければならないとする原理」および (ii)「事前抑制の法理」の3つを指摘する¹¹⁵。また、修正1条が名誉毀損の救済手段として「対抗言論」を要求する場合や、公共の場所での不快な視覚的言論の事例で「とらわれの聴衆（captive audience）」と認めず、その救済手段として「目をそらすこと」を要求する場合なども、市民の勇気を組み込んだ修正1条法理と言えるかもしれない¹¹⁶。ともあれ、スカリアやソトマイヨール、さらにはProtectMarrige.com事件の連邦地裁判決（本稿の3.3参照）や本稿の4.2(3)で取り上げた論者は、発言者が自らの発言に対する私人からの反応を引き受けず、当該反応から発言者を保護すべきである主張は、国民の論争を保障する修正1条とは相容れない（経済的ボイコットを含む私人の反応も、違法行為に該当しない限り保護される言論である）と言うのである。

(2) インターネット時代の選挙法の開示要件

市民の勇気を求めるスカリアの同意意見とは対照的に、選挙法の開示要件につき、「通常の個人の少額寄付者に関する大量の情報を伝播する」点で選挙法論者は概ね批判的である¹¹⁷。現在、連邦選挙法は、一選挙当たり一人の候補者につき200ドル以上の寄付を行った者の氏名、住所、職業および雇用主の開示を要求し、1979年以来、この寄付者の開示金額の下限は変更されていない。このすべての情報は、連邦選挙委員会のウェブサイト上で閲覧できる。多くの州では開示金額の下限は連邦より相

当低く、投票提案 8 号の寄付者の開示を要求したカリフォルニア州の場合、100ドルであったが（本稿の3.3参照）、18州およびコロンビア特別区では50ドル以下とされ、6州では下限を設けておらず、ごく少額の寄付者も特定される¹¹⁸。また、州民発案および州民投票を採用する州の大多数が、請願の署名者を開示している¹¹⁹。

例えば、ウィリアム・マックゲヴェラン (William McGeeveran) は、「友人、家族、隣人と異なる意見を持つ人は、自分のイデオロギーを暴露しないことを決める、あるいは少なくともその暴露のタイミングや内容をコントロールしたいと考える」が、連邦選挙委員会のウェブサイト上で「政治的寄付により我々にラベルが貼られ、開示によりそのラベルが我々の合意なく表示される」、したがって、選挙運動費の開示による「個人の政治的信念」の他者への「欲しない」暴露は、「情報プライバシー (information privacy)」ひいては「個人の自律性および尊厳を侵害する」と主張し、Buckley事件の連邦最高裁判決を「個人の少額寄付者のプライバシーに注意が全く払われていない」と批判する¹²⁰。そして彼は、「開示要件によって脅かされるプライバシーの利益が広範かつ脅威である」のに比して「たった一人の寄付者あるいは個々の請願署名者に関する国民の知識は、ほとんどの有権者に有用な情報を提供しないし、汚職の監視や選挙法の執行の助けにもならない」ことから、「開示義務の対象となる寄付額の下限を、(利益団体や富裕な個人のような)『大きな魚』だけがプライバシーのコストを引き受ける程度に大幅に引き上げるべきである」(ただし、自然人と異なり、プライバシーの利益を有しない企業等の団体の開示に懸念はない)と提案する¹²¹。

また、リチャード・ブリフォルト (Richard Briffault) も同様に、「選挙運動費の開示が政治的プライバシーの喪失をもたらす」(「今日、コンピューターとインターネット接続を持つ誰もが、彼の友人、敵、隣人、トランプのブリッジゲームの相方、家族、仕事の同僚、従業員、従業員応募者、教員、医師および牧師の寄付記録を迅速に呼び出すことができる。……開示は、寄付者の政治的信条の内容やその強さを世界に伝える」と指摘し、投票提案 8 号に係るProtectMarriage.com事件の連邦地裁判決について、(i)「開示(とくに人の政治活動をその人の住所や雇用主と結びつける開示)の結果に対する心配は、少数派の団体の構成員に限らない」こと、(ii)当該判決が「営業のボイコットや言葉による攻撃を『自由闊達で広く開かれた論争』の受け入れられる形態とみなした」ことを挙げて批判する。そして彼は、「中流階級の少額寄付者への開示要件の適用は国民に利益をもたらすものはほとんどない」のに比して「少額寄付者の開示は政治参加を制限する」ことから、連邦の開示金額を500ドルに引き上げた上でさらに1000ドル以上の寄付者のみ氏名を開示し、「選挙運動費の寄付者および支出者の身元の開示は、(高額寄付者)に制限すべきである」と提案する¹²²。

これに対し、リチャード・ヘイセン (Richard Hasen) は、むしろ「政府による開示強制を擁護する」立場から、(i)個人の少額の寄付者のデータを容易に入手できるインターネット時代においてさえ、わが国では寄付者への「ハラスメントは、極めて希である」(同性婚の事案でさえハラスメントの証拠は希薄であった。当該ハラスメントは、選挙運動費の開示法の廃止ではなく、個別対応で処理できるし、また、経済的ボイコットは違憲のハラスメントとみなされない)こと、(ii)「開示金額の下限は(たとえば1000ドル程度に)引き上げられるべきであるが、それは、ハラスメントの危険ではなく、むしろ少額の寄付者の開示が情報プライバシーを侵害するという理由からである」ことを指摘する。

その上で彼は、「開示の強制は、汚職の防止および有権者への価値ある情報の提供という重要な政府利益を助長するため」、政治的決定に重大な影響を与えたいと考える「選挙プロセスの大物参加者は」、「自らの政治的見解に耐える『市民の勇気』を持つべきであり、「『ハラスメント』の脅威を訴えることによって自らの身元を隠すことを許されるべきではない」と主張する¹²³。

5 おわりに

本稿ではアメリカの匿名言論の法理および情報開示の法理を考察し、以下のことを明らかにした。

第1に、連邦最高裁は、NAACPのような強い反感を生む団体の結社の自由の事案で匿名性の保護に言及した後（Patterson事件およびBates事件）、学校税の提案に反対する手製のビラの配布に係るMcIntyre事件で不人気の見解に対する萎縮効果や著者の自律性の利益を重視して、通常の市民が匿名の政治的言論に従事する場合に厳格審査基準が適用されるとする匿名言論の法理を確立した。その後連邦最高裁は、匿名言論の法理を適用し、州民発案に係る請願の署名収集者に対する名札要件（ACLF事件）および戸別訪問の事前登録制度（Watchtower事件）を違憲としている。

第2に、その一方で連邦最高裁は、連邦選挙運動法の開示要件に係るBuckley事件で、(i) 選挙法の開示要件に関しては、中間審査基準が適用され、当該開示要件は、有権者への情報提供、汚職の防止および選挙法の執行という政府の実質的利益に仕えること、(ii) 「政府職員または私人からの脅迫、ハラスメントまたは報復」の合理的蓋然性の立証に基づき開示要件の適用除外が認められること（ハラスメントに基づく適用除外）を内実とする情報開示の法理を確立した。そして連邦最高裁は、その後も選挙法の開示要件（Citizens United事件では有権者への情報提供の利益に基づき選挙運動通信の資金提供者の表示・寄付者の開示要件、Reed事件では選挙手続の完全性を維持する利益に基づき州民投票に係る請願署名者の情報公開）の合憲性を一貫して支持している。

第3に、開示要件のハラスメントに基づく適用除外に関しては、連邦最高裁は、その認容には「州がその規制に消極的であるまたは州によるその規制が不可能であるような重大かつ広範なハラスメント」という強力な立証が要求され、当該適用除外が、選挙結果を左右しない小政党に係るSocialist Workers事件のような希な事例しか認められないことを示唆している（Reed事件のソトマイヨール同意意見）。実際に投票提案8号に係る「脅迫、ボイコットおよび財産の破壊行為」の証拠が提示されたProtectMarriage.com事件および投票提案8号に係る証拠を援用したReed事件の差戻審で、いずれの連邦地裁も当該適用除外を認めなかった。また、発言者への私人の反応に対する「ハラスメント」の認定は、国民の論争を保障する修正1条に反する（経済的ボイコットも保護される言論である）ことや、発言者には「市民の勇気」が要求されること（Reed事件のスカリア同意意見）も論じられている。もっとも、インターネット時代に現在の選挙法は、通常の市民の政治的プライバシーを侵害するとして、開示要件の対象を大物参加者に制限すべきであると有力に主張されている。なお、下級裁判所は、小規模の選挙運動に関して開示要件の適用除外を認めている（些細な支出の適用除外）。

このように選挙法の開示要件の合憲性を一貫して支持し、開示要件の適用除外を事実上認めない連邦最高裁の立場には、適用除外を認める範囲が極めて限定的である点や適用違憲の申立てでしか適用

除外を認めない点で疑問もある。しかしながら、私は、表現内容に関しては表現者の自律性に委ねるの原則であり、匿名言論は保護されるべきであるが、選挙法分野においてはやはり匿名言論の制限が認められるべき強い正当化理由（有権者への大物政治参加者の情報提供および選挙手続の公正確保）があり、顔を出して発言する勇気も必要ではないかと考えている¹²⁴。

注

- 1 Benjamin Barr & Stephen R. Klein, *Publius Was Not a PAC: Reconciling Anonymous Political Speech, the First Amendment, and Campaign Finance Disclosure*, 14 WYOMING LAW REVIEW 253, 253 (2014).
- 2 今日、「選挙法、名誉毀損、著作権、雇用関係における言論および営業の秘密の開示、取材源を保護するジャーナリストの特権を含む数多くの法分野で」インターネット上の匿名言論の問題が議論になっている。Jason M. Shepard & Genelle Belmas, *Anonymity, Disclosure and First Amendment Balancing in the Internet Era: Developments in Libel, Copying, and Election Speech*, 15 YALE JOURNAL OF LAW AND TECHNOLOGY 92, 94-95 (2012). しかしながら、現在のところ、連邦最高裁が匿名言論の法理に言及するのは本稿の2で考察する判例だけであり、また、連邦最高裁が匿名言論の制限に言及するのは本稿の3で考察する選挙法分野の判例だけである。
- 3 *McIntyre v. Ohio Election Commission*, 514 U.S. 334, 342 (1995).
- 4 Sophia Qasir, *Anonymity in Cyberspace: Judicial and Legislative Regulations*, 81 FORDHAM LAW REVIEW 3651, 3652 (2013).
- 5 *Buckley v. Valeo*, 424 U.S. 1 (1976).
- 6 *Citizens United v. Federal Election Commission*, 558 U.S. 310 (2010).
- 7 *Doe v. Reed*, 561 U.S. 186 (2010).
- 8 ROBERT TRAGER, JOSEPF RUSSOMANNO, SUSAN DENTE ROSS & AMY REYNOLDS, *THE LAW OF JOURNALISM AND MASS COMMUNICATION* 78 (4th ed. 2014).
- 9 *See, e.g.*, Ciara Torres-Spelliscy, *Has the Tide Turned in Favor of Disclosure? Revealing Money in Politics After Citizens United and Doe v. Reed*, 27 GEORGIA STATE UNIVERSITY LAW REVIEW 1057, 1096-1102 (2011).
- 10 *Brown v. Socialist Workers '74 Committee (Ohio)*, 459 U.S. 87 (1982).
- 11 *ProtectMarriage.com v. Brown*, 599 F.Supp.2d 1197 (E.D.Cal. 2009).
- 12 *Reed*, 561 U.S. at 200.
- 13 Michael D. Gilbert, *Campaign Finance Disclosure and the Information Tradeoff*, 98 IOWA LAW REVIEW 1847, 1849 (2013).
- 14 「あなたがどこでも見かけるように、選挙運動資金の開示法は、攻撃を受けている」。Richard L. Hasen, *Cill Out: A Qualified Defense of Campaign Finance Disclosure Laws in the Internet Age*, 27 THE JOURNAL OF LAW & POLITICS 557, 557 (2012).

- 15 Chesa Boudin, Note, *Pulius and the Petition: Doe v. Reed and the History of Anonymous Speech*, 120 THE YALE LAW JOURNAL 2140, 2152 (2011).
- 16 Jennifer B. Wieland, Note, *Death of Pubilius: Toward a World Without Anonymous Speech*, 17 JOURNAL OF LAW & POLITICS 589, 591-93 (2001); Boudin, *supra* note 15, at 2152-54; Barr & Klein, *supra* note 1, at 256-58. また、大谷卓史「アメリカ建国者たちの匿名言論」情報管理55巻10号774頁（2013年）参照。
- 17 Lovell v. City of Griffin, 303 U.S. 444, 452 (1938).
- 18 McIntyre, 514 U.S. at 360-61 (Thomas, J., concurring).
- 19 Boudin, *supra* note 15, at 2154, 2157, 2159.
- 20 *Id.* at 2164.
- 21 Sean McMahon, Note, *Deregulate But Still Disclose?: Disclosure Requirements for Ballot Question Advocacy After Citizens United v. FEC and Doe v. Reed*, 113 COLUMBIA LAW REVIEW 733, 740 (2013).
- 22 William V. Luneburg, *Anonymity and Its Dubious Relevance to the Constitutionality of Lobbying Disclosure Legislation*, 19 STANFORD LAW & POLICY REVIEW 69, 80 (2008)
- 23 Shepard & Belmas, *supra* note 2, at 102.
- 24 NAACP v. Alabama, ex rel. Patterson, 357 U.S. 449, 462 (1958). アメリカの表現結社の権利につき、木下智史「アメリカ合衆国における『結社』観」立命館大学人文科学研究所紀要80号121頁（2002年）、岩倉秀樹「アメリカの表現強制の法理と表現の自由」高知県立大学文化論叢3号37頁、42頁・43頁（2015年）参照。
- 25 Patterson, 357 U.S. at 460-65.
- 26 Bates v. City of Little Rock, 361 U.S. 516, 524-25 (1960).
- 27 McMahon, *supra* note 21, at 741.
- 28 Shepard & Belmas, *supra* note 2, at 102.
- 29 Monica Youn, *The Chilling Effect and the Problem of Private Action*, 66 VANDERBILT LAW REVIEW 1473, 1496 (2013).
- 30 Boudin, *supra* note 15, at 2164-65.
- 31 Lovell v. City of Griffin, 303 U.S. 444 (1938); Thomas v. Collins, 323 U.S. 516 (1945).
- 32 Benjamin Conery, Note, *Maintaining the Mark of the First Amendment: Procedural and Legislative Approaches to Protecting Anonymous Online Speech*, 47 SUFFOLK UNIVERSITY LAW REVIEW 823, 826 (2014).
- 33 Wieland, *supra* note 16, at 596.
- 34 Talley v. California, 362 U.S. 60, 63-65 (1960).
- 35 Talley事件でクラーク裁判官の反対意見は、上告人とNAACPの状況を比較し、「ピラに氏名を掲載することにより、上告人が何らかの損害を被ったという証拠はない」と批判した。Talley, 362 U.S. at 69 (Clark, J., dissenting).

- 36 Richard Briffault, *Campaign Finance Disclosure 2.0*, 9 ELECTION LAW JOURNAL 273, 280 (2011); Wieland, *supra* note 16, at 597.
- 37 Wieland, *supra* note 16, at 598.
- 38 McIntyre, 514 U.S. at 341-43, 342 n.4, 343 n.6. 本件で連邦最高裁は、匿名を選択する著者の動機として、(i) 経済的または役人の報復の脅威、(ii) 社会的排斥の懸念、(iii) プライバシーをできるだけ保持したいという願望を例示した。 *Id.* at 341-2.
- 39 *Id.* at 344-47.
- 40 *Id.* at 348-53.
- 41 *Id.* at 355-56.
- 42 *Id.* at 357.
- 43 Shepard & Belmas, *supra* note 2, at 105.
- 44 Lyrissa Barnett Lidsky & Thomas F. Cotter, *Authorship, Audiences, and Anonymous Speech*, 82 NOTRE DAME LAW REVIEW 1537, 1542-43 (2007). なお、本件の脚注で連邦最高裁は、「真理の最善のテストは、当該思想が市場の競争の中で受け入れられる力を持つかどうかである。一般の人を見くびってはならない。人は、匿名の文書のソースを評価するのに十分な知性を有している」と述べ (McIntyre, 514 U.S. at 349 n.11)、「読み手は、身元の不存在を確認し、それに応じて当該文書を評価する能力を有する」として「反パターンリスティックな姿勢」を示した。 E. Rebecca Gantt, Note, *Toward Recognition of a Monetary Threshold in Campaign Finance Disclosure Law*, 97 VIRGINIA LAW REVIEW 385, 402 (2011).
- 45 McIntyre事件で厳格審査基準が採用されたと見る点に異論はない。 *See* Lidsky & Cotter, *supra* note 44, at 1544; Gantt, *supra* note, 44, at 401-402 (2011).
- 46 Richard Briffault, *Two Challenges for Campaign Finance Disclosure After Citizens United and Doe v. Reed*, 19 WILLIAM & MARY BILL OF RIGHTS JOURNAL 983, 991 (2011).
- 47 Shepard & Belmas, *supra* note 2, at 105 n.49.
- 48 McIntyre, 514 U.S. at 381 (Scalia, J., dissenting). スカリア裁判官は、匿名言論の一般的権利の承認後に起こる「ばかげた出来事」として、「例えば、身元の提供を拒否する、あるいは、身元を開示しないという確約の下でのみその提供に同意する団体に対し、パレードの許可を発給しなければならないか？ 民間の演劇に賃貸される市の所有する劇場は、匿名で後援する上演を予約しなければならないか？ 『編集者への手紙』欄を持つ政府の定期刊行物は、大抵の新聞が有している匿名の手紙を不採用にする方針を否定しなければならないか？」と指摘した。 *Id.*
- 49 「連邦最高裁は、(Talley事件、McIntyre事件、ACLF事件およびWatchtower Bible事件の) 4件の重要な事件で匿名性の権利を保護してきた」。 Michael Baumrind, *Protecting Online Anonymity and Preserving Reputation Through Due Process*, 27 GEORGIA STATE UNIVERSITY LAW REVIEW 757, 758 (2012).
- 50 Buckley v. American Constitutional Law Foundation (ACLF), 525 U.S. 182, 198-200 (1999).
- 51 *Id.* at 202-4.

- 52 *Id.* at 192 n.12 (citing 525 U.S. at 206 (Thomas, J., concurring)).
- 53 Baumrind, *supra* note 49, at 774-75 (2012). トーマス裁判官の同意意見は、明示的に厳格審査基準に基づく審査に従事し、(ii) 名札要件は、「詐欺を働く署名収集者を国民や州が把握するのに役立つ」ことが州の「やむにやまれない利益」であると仮定しても「狭く仕上げられていない」、(ii) 報告要件は、政治的言論への重大な負担には当たらないが、結社及び信念の重大な侵害であるため厳格審査基準が要求され、「州民投票の背景にある金銭的利害関係を国民に情報提供する州の利益は、請願の場面ではやむにやまれないものではない」と指摘した。ACLF, 525 U.S. at 210, 212-13 (Thomas, J., concurring).
- 54 Watchtower Bible & Tract Society of New York, Inc. v. Village of Stratton, 536 U.S. 150, 164-66 (2002).
- 55 *Id.* at 166-68.
- 56 *Id.* at 165-66. See Baumrind, *supra* note 49, at 776-77.
- 57 Boudin, *supra* note 15, at 2169.
- 58 Gantt, *supra* note 44, at 392.
- 59 Briffault, *supra* note 36, at 279.
- 60 Burroughs v. United States, 290 U.S. 534, 554 (1934).
- 61 Briffault, *supra* note 36, at 280.
- 62 Buckley, 424 U.S. at 64-65.
- 63 *Id.* at 66-68.
- 64 *Id.* at 68, 71-72, 74.
- 65 Briffault, *supra* note 46, at 989; Gantt, *supra* note 44, at 396.
- 66 Gantt, *supra* note 44, at 394-95.
- 67 Buckley, 424 U.S. at 71. また、本稿の注86参照。
- 68 Citizens United, 558 U.S. at 366-70.
- 69 See M. DANE WATERS, INITIATIVE AND REFERENDUM ALMANAC 11 (2003); Initiative & Referendum Institute, What Are Ballot Propositions, Initiatives, and Referendums?, available at <http://www.iandrinstute.org/Quick%20Fact%20-%20What%20is%20I&R.htm> (last visited December 28, 2015).
- 70 McMahon, *supra* note 21, at 757.
- 71 Reed, 561 U.S. at 202. 本判決につき、前田正義「Doe v. Reed, 130 S. Ct. 2811 (2010)－州民投票請願署名の開示は修正1条を侵害しないとした事件－」海保大研究報告56巻1号31頁(2011年)、志田陽子「住民投票を求める署名簿の開示と憲法上の『匿名性の保護』－Doe v. Reed, 130 S. Ct. 2811 (2010)」比較法学47巻2号236頁(2013年)参照。
- 72 *Id.* at 194-96.
- 73 *Id.* at 197-99.
- 74 *Id.* at 200.

- 75 McMahon, *supra* note 21, at 758.
- 76 Torres-Spelliscy, *supra* note 9, at 1084.
- 77 David Lourie, Note, *Rethinking Donor Disclosure After the Proposition 8 Campaign*, 83 SOUTHERN CALIFORNIA LAW REVIEW 133, 135 (2009). 「当該情報の利用可能性は、寄付者に対する抗議を増大させた。例えば、投票提案 8 号の投票運動に100ドルを寄付したロサンゼルスのレストランの店長は、彼女のレストランに対する抗議のボイコットにより辞任した。投票提案 8 号の他の支援者は、脅迫のe-mailや電話の犠牲者であると訴えた」。 *Id.*
- 78 ProtectMarriage.com, 599 F.Supp.2d at 1211, 1215 (E.D.Cal. 2009).
- 79 *Id.* at 1217-18.
- 80 Torres-Spelliscy, *supra* note 9, at 1094.
- 81 Vote Choice, Inc. v. DiStefano, 4 F.3d 26, 29 (1st Cir. 1993).
- 82 Canyon Ferry Road Baptist Church of East Helena, Inc. v. Unsworth, 556 F.3d 1021 (9th Cir. 2009).
- 83 Sampson v. Buescher, 625 F.3d 1247, 1249, 1259 (10th Cir. 2010).
- 84 Brown J. Levy, Note, *Who Wants to Know-And Why?: The Supreme Court's Secret Purposivist Test for Exemptions from Association Membership Disclosure Laws* 87 NEW YORK UNIVERSITY LAW REVIEW 473, 476 (2012).
- 85 *Id.*
- 86 Socialist Workers, 459 U.S. at 89, 109-102. 本件で連邦最高裁は、Buckley事件の判示を以下のよ
うに要約した。「一定の状況において、利益衡量は、開示強制からの小政党の適用除外を要求する。
開示強制の政府利益は、小政党の場合に『減じられる』。小政党の候補者は『通常、国民に十分知
られている明確かつ公表された見解を代表し』、彼らの勝訴の見込みがないことは腐敗や票の買収
の危険を弱める。しかるに、修正 1 条上の利益を侵害する可能性は実質的に大きい」。 *Id.* at 92.
なお、本件のほか、共産党を支持する委員会に州開示法の適用除外を認めた第 2 巡回区連邦控訴裁
判決 (Federal Election Commission v. Hall-Tyner, 678 F.2d 416 [2d Cir. 1982])、社会主義労働者党
の党員に再び州開示法の適用除外を認めた連邦地裁判決 (McArthur v. Smith, 716 F.Supp. 592
[S.D.Fla. 1989]) がある。
- 87 ProtectMarriage.com, 599 F.2d at 1215, 1217.
- 88 Torres-Spelliscy, *supra* note 9, at 1098.
- 89 Levy, *supra* note 84, at 478.
- 90 Steve Simpson, Doe v. Reed and the Future of Disclosure Requirements, 2009-2010 CATO SUPREME COURT REVIEW 139, 156 (2010).
- 91 Reed, 561 U.S. at 204-5, 212 (Alito, J., concurring) (citing Buckley, 424 U.S. at 74).
- 92 *Id.* at 242 (Thomas, J., dissenting). もっとも、トーマスは、時間を費やす訴訟に頼る適用違憲の
申立ては必要なく、文面上違憲の申立てを認めるべきであると主張した。 *Id.* at 246.
- 93 *Id.* at 214-15 (Sotomayor, J., concurring).
- 94 *Id.* at 218-19 (Stevens, J., concurring). 「警察がハラスメントの脅威を緩和できない場合」として、

- (i)「政府が私人のハラスメントから結社の構成員を公平に保護しない、または政府自身が結社の構成員に対しハラスメントをする」場合、(ii)「私人のハラスメントが警察の資源に勝っている場合」が想定され、結局、「スティーブンスのテストの下で、結社は、政府による公平な権限行使が期待できない場合に限り適用除外の救済を受けることになる」。Levy, *supra* note 84, at 478-79.
- 95 Reed, 561 U.S. at 221 (Scalia, J., concurring).
- 96 Doe v. Reed, 823 F.Supp.2d 1195, 1204-5, 1211 (W.D.Wash. 2011).
- 97 Youn, *supra* note 29, at 1495-96, 1498-99.
- 98 *Id.* at 1475, 1517.
- 99 *Id.* at 1537.
- 100 Levy, *supra* note 84, at 475-76, 513-14.
- 101 *Id.* at 502.
- 102 Feiner v. New York, 340 U.S. 315, 316-18 (1951). ブラック裁判官は、「諸事実が重大な状況を示すと仮定しても、……警察は、まず（発言者）を保護するすべての合理的な努力をしなければならない」と主張した。*Id.* at 314 (Black, J., dissenting).「警察が発言者を犠牲に秩序を回復する場合、警察は、聴衆に演説妨害者の拒否権(heckler's veto)を付与し、その結果、遠回りのルートによって敵意ある聴衆が求める内容規制に協力することになる」。HARRY KALVEN, JR., A WORTHY TRADITION 78 (1988).
- 103 Levy, *supra* note 84, at 475-76, 513-14.
- 104 Elian Dashev, Note, *Economic Boycotts as Harassment: The Threat to First Amendment Protected Speech in the Aftermath of Doe v. Reed*, 45 LOYOLA OF LOS ANGELES LAW REVIEW 207, 211-12 (2011).
- 105 Thornhill v. Alabama, 310 U.S. 88, 99, 104 (1940).
- 106 NAACP v. Claiborne Hardware Co., 458 U.S. 886, 889, 893, 907-8, 911-12 (1982).
- 107 Dashev, *supra* note 104, at 211, 213. *See also*, Theresa J. Lee, *Democratizing the Economic Sphere: A Case for the Political Boycott*, 115 WEST VIRGINIA LAW REVIEW 531, 536 (2012) (「ボイコットは、開示強制の事案におけるハラスメント分析で考慮されるべきではない」).
- 108 Levy, *supra* note 84, at 506.
- 109 Reed, 561 U.S. at 228 (Scalia, J., concurring). マーク・アレン (Marc Allen) は、「共和主義的シティズンシップ (republican citizenship) の観念」を述べるスカリアの意見は、「LGBTに婚姻の平等を求める闘いの重要な武器を与える」(「投票提案を透明にすることは、LGBTの市民の権利・特権を認めない州の傾向を変えるだろう」)と指摘する。Marc Allen, *Outing the Majority: Gay Rights, Public Debate, and Polarization After Doe v. Reed*, 20 MICHIGAN JOURNAL OF GENDER & LAW 129, 130 (2013).
- 110 Reed, 561 U.S. at 214 (Sotomayor, J., concurring).
- 111 Vincent Blasi, *The First Amendment and the Ideal of Civic Courage: The Brandeis Opinion in Whitney v. California*, 29 WILLIAM AND MARY LAW REVIEW 653, 668 (1988).

- 112 Whitney v. California, 274 U.S. 357, 375, 377 (1927) (Brandeis, J., concurring). See also, Ashutosh A. Bhagwat, *The Story of Whitney v. California: The Power of Ideas*, in CONSTITUTIONAL LAW STORIES 383, 394-96 (Michael C. Dorf ed., 2d ed. 2009). ブランダイスの表現の自由論の前提には、『市民的な勇気』を具えた人たちの、積極的な意思と行動がある。奥平康弘『「表現の自由」を求めて：アメリカにおける権利獲得の軌跡』167頁（岩波書店、1999年）。また、ブランダイスの明白かつ現在の危険テストにつき、木下智史「違憲審査基準としての『明白かつ現在の危険』基準・再考」『国民主権と法の支配 佐藤幸治先生古希記念論文集 [下巻]』295頁、301頁・302頁（成文堂、2008年）参照。
- 113 Lyrisa Barnett Lidsky, *Nobody's Fools: The Rational Audience As First Amendment Ideal*, 2010 UNIVERSITY OF ILLINOIS LAW REVIEW 799, 814 (2010).
- 114 Blasi, *supra* note 111, at 673.
- 115 *Id.* at 692-93.
- 116 デヴィッド・コーラー (David Kohler) は、政府の規制の代替手段としての自助 (self help) としてこの2つの事例を挙げる。David Kohler, *Self Help, the Media and the First Amendment*, 35 HOFSTRA LAW REVIEW 1263, 1270-72 (2007). 名誉毀損法における対抗言論による自助の利用およびとらわれの聴衆の法理につき、岩倉秀樹「アメリカの標的型抗議活動と表現の自由(2)ー京都朝鮮学校街宣事件京都地裁判決を契機にー」高知県立大学文化論叢3号17頁、21頁～23頁、28頁（2015年）参照。
- 117 William McGeeveran, *Mrs. McIntyre's Persona: Bringing Privacy Theory to Election Law*, WILLIAM & MARY BILL OF RIGHTS JOURNAL 859, 883 (2011).
- 118 Briffault, *supra* note 36, at 277-79; Briffault, *supra* note 46, at 1003-4; Lloyd Hitoshi Mayer, *Disclosures About Disclosure*, 44 INDIANA LAW REVIEW 255, 261-62 (2010).
- 119 561 U.S. at 213 (Sotomayor, J., dissenting).
- 120 William McGeeveran, *Mrs. McIntyre's Checkbook: Privacy Costs of Political Contribution Disclosure* 6 UNIVERSITY OF PENNSYLVANIA JOURNAL OF CONSTITUTIONAL LAW 1, 13, 19-20 (2003). 情報プライバシーは、「個人が、他者への個人情報の選択的暴露をコントロールすることを要求する」。*Id.* at 19. マックゲヴェランは、選挙法の開示要件を一貫して支持し、その適用除外を「脅迫、ハラスメントまたは報復」からの切迫した害悪の場合しか認めないBuckely事件からReed事件に至る連邦最高裁の立場について、政治的寄付や請願の署名のような政治活動を「公的領域」として保護に値しないと硬直した公私二分論に基づくプライバシーの狭い見解に依拠するものと批判する。McGeeveran, *supra* note 117, at 867.
- 121 McGeeveran, *supra* note 117, at 879-882.
- 122 Briffault, *supra* note 36, at 291-93, 301, 303.
- 123 Hasen, *supra* note 14, at 559-60, 568, 575.
- 124 町立小学校の統廃合に反対する署名簿に署名した住民に対して町職員が行った戸別訪問調査につき表現の自由・請願権等の侵害を認めた関ヶ原町署名調査事件名古屋高裁平成24年4月27日判決

(判時2178号23頁) について、中曾久雄は、「請願権の侵害の有無の判断に際して……表現の自由の領域における萎縮効果論がダイレクトに妥当するかについて疑問の余地がある」とし、「本件において問題とすべきは、戸別訪問調査の目的それ自体の不当性であるように思われる」と指摘する。中曾久雄「署名者に対する戸別訪問調査の合憲性」地域創生研究年報9号55頁、61頁(2014年)。わが国の憲法は明文で投票の秘密を保障し請願のための差別待遇を禁止する点で(15条4項・16条)合衆国憲法と異なるとはいえ、署名簿への署名行為は表現活動であると同時に請願権の行使でもある。確かに中曾の指摘するとおり、内容中立的な請願の誠実処理義務の町による差別的履行(「町民の意見を封じるという積極的で不当な目的のための」戸別調査の実施)をもって、表現の自由の侵害等を認める本判決の結論は正当化されよう。ただし、署名簿を町長および教育委員会に提出し、署名者が既に意見表明した案件であり、本判決が思想・良心の自由やプライバシーの侵害まで認められた点は疑問が残る。なお、安藤高行「国家賠償請求事件等最近判例五題」九州国際大学法学論集20巻1・2合併号19頁、61頁(2013年)(本判決に対し、小学校の統廃合は「教育施設のあり方」の問題であって、「思想良心の自由の問題として扱うのはいささか大げさな感じがする」)。また、本件につき、松本和彦・法学教室380号156頁(2012年)、大林文敏「町職員の戸別訪問調査が国賠法上違法とされた事例(関ヶ原町署名簿事件)」愛知大学法学部法経論集192号167頁(2012年)参照。

(いわくら ひでき・本学教授)